



石川労働局発表
平成 26 年 8 月 29 日

建設工事関係者連絡会議事務局
石川労働局労働基準部
担当 健康安全課長 山森 修
産業安全専門官 河野 英俊
連絡先 076-265-4424

建設工事関係者連絡会議の構成機関・団体による合同パトロールについて

～労働局、金沢河川国道事務所、石川県、建設業協会等による合同安全パトロール～

石川労働局（局長 高淵憲一）では、近年の建設工事の増加、建設業の人材不足の深刻化に対処し、発注者、施工者、行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくため、本年 6 月 24 日に建設工事関係者連絡会議（構成機関等は別紙 1）を開催し、労働災害の減少に向けて協議を行いました。

同会議では、会議での協議を踏まえ、とりわけ本年における建設業の労働災害の大幅な増加（前年同期比 50.9% 増加（平成 26 年 7 月末速報値））に対して対策を推進するため、構成機関・団体により標記の合同安全パトロールを下記のとおり実施することとしました。

1 実施日時

平成 26 年 9 月 2 日（火） 午後 1 時 30 分から 4 時（終了は予定）

2 パトロール現場

金沢桜丘高等学校改築工事

（金沢市大樋町 16 番 1 号）

金沢東環 御所トンネル（期線）工事

（金沢市小坂町先～御所町先）

3 参加機関（*各機関・団体の参加者は別紙 1 のとおり）

厚生労働省石川労働局

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所

金沢営繕事務所、金沢港湾・空港整備事務所

農林水産省北陸農政局

石川県土木部、農林水産部

（一社）石川県建設業協会

建設業労働災害防止協会石川支部

合同パトロールは、県内の建設業における労働災害の大幅増加に対して、建設業全体での労働災害防止対策の徹底、安全意識の高揚を図ることも目的としています。

つきましては、報道機関の皆様の積極的な取材をお願い申し上げます。

報道機関の皆様へのパトロール現場のご案内は別紙 2 のとおりです。

別紙1

1 建設工事関係者連絡会議の構成機関・団体

厚生労働省 石川労働局
国土交通省 北陸地方整備局
金沢河川国道事務所、金沢営繕事務所、金沢港湾・空港整備事務所
農林水産省 北陸農政局
石川県 土木部
農林水産部
(一社)石川県建設業協会
建設業労働災害防止協会石川支部

2 参加機関・団体の参加者 (18名)

厚生労働省 石川労働局	健康安全課長 山森 修外 2名
国土交通省 北陸地方整備局	
金沢河川国道事務所	工物品質管理官 江戸 均
金沢営繕事務所	金沢国道維持出張所長 岩崎 義一
金沢港湾・空港整備事務所	技術課長 安田 彰吾
農林水産省 北陸農政局	沿岸防災対策官 安井 哲博
整備部	
手取川流域農業水利事業所	工事検査官 中山 圭主
石川県土木部 土木部監理課技術管理室	所長 新田 夏一郎外 2名
	担当課長 塚本 修一
	担当課長 粟津 良一
石川県農林水産部 農業政策課技術管理室	室長 道下 真也
	主幹 和田 克彦
(一社)石川県建設業協会	常務理事 北村 清成
	常務理事 地中 浩
建設業労働災害防止協会石川支部	安全指導者 西村芳博

報道機関の皆様へのパトロール現場のご案内

1 平成 26 年 9 月 2 日(火)のスケジュール(概要)

午後 1 時 30 分から金沢桜丘高等学校改築工事をパトロールし、その後、金沢東環御所トンネル(期線)工事をパトロールします(午後 4 時終了予定)。

各現場では、工事概要等の説明、現場パトロール、パトロール結果に基づく講評等の順で実施します。

2 工事概要等の説明、合同パトロールが行われる場所

- (1) 午後 1 時 30 分から、金沢桜丘高等学校改築工事(金沢市大樋町 16 番 1 号、下記地図参照)の現場事務所の 3 階会議室で工事概要等の説明を行い、その後、現場パトロールを行います。

現場事務所の 3 階会議室にお越しいただきますようお願いします。

なお、現場駐車場の駐車スペースが狭隘なため、可能な限り、現場での駐車を避けていただくようお願いします。



(2) 金沢東環 御所トンネル(期線)工事

午後 3 時(予定)から午後 4 時頃まで、金沢東環 御所トンネル(期線)工事
(金沢市御所町先、下記地図参照)



3 現場取材でのお願い

- (1) 現場での取材を行われる際の保護帽(ヘルメット)は、当局にて準備いたしますが、長ズボン、靴(高いヒールでないもの)等現場にふさわしい服装、履物をお願いいたします。安全上、現場内では係員の誘導に従っていただき、単動行動は避けられるようお願いいたします。
- (2) 金沢東環御所トンネル(期線)工事の現場では、当日、当局にて防じんマスクを準備いたします。しかし、トンネル坑内において、掘削、ずり積等の電動ファン付き呼吸用保護具が必要となる作業が行われている場合(粉じん障害防止規則第 27 条第 2 項に該当の場合)、防じんマスクだけの方は前記作業の現場には入らないこととしますので御了承をお願いいたします。

なお、現場のトンネル内通路は湿潤な状態のため長靴が適する状況です。